

環境教育等の推進に関する基本的な方針改定案の概要

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に改定（閣議決定）され、改定後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全6回）において議論を行い、改定案を検討。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の気候変動の危機を踏まえ、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現をはじめとした持続可能な社会への変革が急務
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による国内外等の学びの可能性の拡大
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことの世界的な認識の高まり
- 社会変革における若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

- ①気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体による自発的な取組によって、個人の変容 ➡ さらに、組織や社会経済システムの変革に連動
- ②ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、体験活動 ➡ さらに、多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学びを、様々な機会で開催することが重要
- ③地域の実情や課題等に応じた中間支援機能を軸とする協働がバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった協働のプロセスを、様々な地域において実践し、持続可能な社会への変革につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくことが重要

環境教育、協働取組の主な推進策

（※）GEOC：地球環境パートナーシッププラザ、EPO：地方環境パートナーシップオフィス

- ユネスコスクールの普及やエコスクールプラスの推進を通じたホールスクールアプローチによる学校における環境教育の一層の推進
（令和4年度ユネスコスクールにおけるESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合：80.4%）
- ESD活動支援センター、GEOC、EPO（※）を中心とした中間支援機能を活用した、環境教育・協働取組の充実、人材の育成
- ・学校内外での対話と協働による学びの推進に向けた、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立（令和4年度ESD活動支援センター相談対応件数：438件）
- ・持続可能な地域づくりにつながる協働のプロセスを通じた協働取組の実践支援、地域等で中間支援機能を担う人や組織の発掘・育成等を通じた協働取組の普及・拡大
- 「体験の機会のある場」等を通じた質の高い環境学習拠点の充実や幅広い場での環境教育の推進
- ・環境教育等促進法に基づく「体験の機会のある場」や、国立公園や農山漁村地域等の体験活動、学校や地域等における環境教育、グリーンインフラの取組による学びの推進、「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の努力の「見える化」等の取組の推進等を通じ、また「自然共生サイト」等とも連携して、質の高い環境教育の充実・推進。
- 若者に対する、対話や協働、ネットワークや学びの機会創出等を通じ、社会変革への参画の促進につなげる